

ID: 138

担当部署: 町民生活課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町国民健康保険条例 第12条から第14条まで		
例規番号	昭和34年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第12条から第15条までの規定による。</p> <p>第12条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 本町は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 本町は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第15条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日